

議案第 2 6 号

町田市教育委員会職員等表彰規程の一部を
改正する規程について

上記の議案を提出する。

2 0 2 5 年 1 月 1 0 日 提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、刑法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会職員等表彰規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

刑法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものです。

2 改正内容

表彰の対象としない者に関する規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。(第4条
関係)

3 施行期日

令和7年6月1日から施行します。

町田市教育委員会職員等表彰規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会職員等表彰規程（昭和 3 3 年 9 月町田市教育委員会規程第 5 号）

の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（表彰の対象としない者） 第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）・（3）略	（表彰の対象としない者） 第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）・（3）略

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。